

平成 27 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会等における意見の概要

(1) 平成 27 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会（平成 27 年 7 月 31 日開催）

番号	意見の概要	意見を踏まえた今後の対応の方向性
1	<p>【対象項目】</p> <p>1 特別支援教育の充実 (1) 特別支援学校の充実 ②特別支援学校における幼児児童生徒への支援</p> <p>【意見内容】</p> <p>医療的ケアの充実のための看護師の拡充と記載されているが、特別支援学校だけでなく、小中学校などの一般の学校も対象に加えていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>小中学校における医療的ケアを行う看護師の拡充については、基本的にはそれぞれの市町村において進めているので、看護師の拡充に係る市町村への支援などについて、県の障害者計画に可能な限り盛り込んでいく。</p>
2	<p>【対象項目】</p> <p>3 地域における就労支援の充実 (3) 福祉的就労の充実</p> <p>【意見内容】</p> <p>福祉的就労として、本項目では対象として「就労継続支援事業所」を挙げているが、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設には「生活介護事業所」なども含まれている。計画を策定していく上で、このあたりの整理も必要になってくるのではないか。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>福祉的就労として、就労継続支援事業所だけでなく、生活介護事業所等も含めていくのかについて、整理・精査した上で、計画の中で明確にしていく。</p>
3	<p>【対象項目】</p> <p>5 社会全体で支える環境の整備 (1) 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>【意見内容】</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日施行の障害者差別解消法に伴い、計画の中で、差別解消に関する条例の策定について盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>条例の策定自体を計画に盛り込むのではなく、障害者差別解消法の中で都道府県に対応が求められている「相談・紛争解決の体制整備」、「普及啓発活動の実施」、努力義務である「職員対応要領の制定」、更には、できる規定となっている「障害者差別解消支援地域協議会の設置」について計画に盛り込んでいく。</p>
4	<p>【対象項目】</p> <p>5 社会全体で支える環境の整備 (1) 差別の解消及び権利擁護の推進 ②権利擁護の推進</p> <p>【意見内容】</p> <p>成年後見制度は、利用方法を間違えると、逆に障害のある人の権利を侵害するものになってしまう。また、まもなく成立予定の成年後見制度利用促進法案を見ると、「後見」「補佐」「補助」の三類型を適切に利用するようにとの記載があるため、「適切な利用」という言葉を大事に使っていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】</p> <p>御意見を踏まえ、「適切な利用」という言葉に留意し、計画の策定を進めていく。</p>

番号	意見の概要	意見を踏まえた今後の対応の方向性
5	<p>【対象項目】 5 社会全体で支える環境の整備 (2) 社会的バリアの除去 ①障害や障害のある人への理解の促進</p> <p>【意見内容】 精神障害者への啓発の点が足りないため、計画の中に精神障害者の啓発運動を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、計画の策定を進めていく。</p>
6	<p>【対象項目】 5 社会全体で支える環境の整備 (4) 安全・安心の確保 ①防災対策の推進</p> <p>【意見内容】 平成26年度に愛知県で市町村に対し、災害時要配慮者支援体制構築マニュアルを作成したと思うので、それを何らかの形で計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 平成26年12月に、「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に、災害対策基本法に基づき市町村が取り組む事項（避難行動要支援者名簿の作成等）と、要配慮者の避難生活において配慮すべき事項等を取り入れ、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」として改訂しているため、その部分については、改訂した内容で、計画の中に盛り込んでいく。</p>
7	<p>【対象項目】 5 社会全体で支える環境の整備 (4) 安全・安心の確保 ②防犯対策の推進</p> <p>【意見内容】 「②防犯対策の推進」の項目の中に、「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」が入っているような構成となっているが、消費者トラブルは必ずしも犯罪に該当するようなものでなく、合法だが複雑な契約の中で、意図しないトラブルに巻き込まれるといったケースも多々あるかと思う。 そのため、「(4) 安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」「②防犯対策の推進」「③消費者トラブルの防止及び被害からの救済」の三本柱にした方がよいのではないか。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、「(4) 安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」「②防犯対策の推進」「③消費者トラブルの防止及び被害からの救済」の三本柱とする。</p>

(2) 平成27年度第1回愛知県障害者自立支援協議会（平成27年8月28日開催）

番号	意見の概要	意見を踏まえた今後の対応の方向性
1	<p>【対象項目】 計画全体</p> <p>【意見内容】 計画全体について、特別支援教育、発達障害者支援、防災等の各関連会議において、意見聴取できないか。</p>	<p>【対応の方向性】 それぞれで開催スケジュールが決まっているので難しい面もあるが、御意見を踏まえ、可能な限り各会議において、意見聴取、報告等を行い、計画の策定を進めていく。</p>
2	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (1) 特別支援学校の充実 ①特別支援学校の過大化の解消</p> <p>【意見内容】 特別支援学校の過大化については、解消策と防止策の両方を検討し、計画の策定をしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、特別支援学校の過大化に対する解消策と及び防止策について、特別支援教育課と連携を図り、計画の策定を進めていく。</p>
3	<p>【対象項目】 1 特別支援教育の充実 (2) 特別支援教育の推進 ③インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>【意見内容】 特別支援学校とインクルーシブ教育をどのような形でバランスを取り、インクルーシブ社会の構築を目指していくのかについて、十分に検討し、計画の策定をしていただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、特別支援学校とインクルーシブ教育の関係性について、特別支援教育課と連携を図り、計画の策定を進めていく。</p>
4	<p>【対象項目】 2 障害のある人の地域生活支援と療育支援 (3) 障害のある人やその家族等が行う活動への支援</p> <p>【意見内容】 ペアレントメンターを相談事業として評価していただいているのはありがたいが、実施している当事者としては、相談事業としてどこまでできているのかと思う部分もあるため、相談事業ではなく、サポートなど表現を変更していただきたい。</p>	<p>【対応の方向性】 御意見を踏まえ、この部分の記載について、修正を含め検討していく。</p>